

② 時間外労働及び休日労働に関する協定届 (例) (様式 9 号の 3 の 5) (限度時間を超える場合 (特別条項))

※ 2 枚目の添付がないものについては加点の対象となりません。

時間外労働及び休日労働に関する協定届(例)(様式9号の3の5)(限度時間を超える場合(特別条項))¹⁾

必ず2枚セットで

1枚目

2枚目

960時間未満

③ 電子申請の場合 (本社一括申請によって営業所名や電子印等がない等)

申請営業所の 36 協定の記載内容を確認し、①～⑪の項目が確認できる書類を添付してください。

【申請事業所の 36 協定届に、労働基準監督署の電子印がない場合】

- ・ 営業所リスト (当該事業所が確認できる部分) 及び本社の協定届
- ・ 営業所用の協定届 (電子印なし)

36協定の本社一括届出における本社以外の各事業場一覧表
(本社名称: 本社)

番号	事業場の名称	事業場の所在地	労働者数 (内管理職 員数)	所轄監督 署
1	東京営業所	東京都新宿区...	30	新宿
2	新宿営業所	東京都新宿区...	20	新宿

上記事業場においては、労働組合が労働者の過半数で組織されていること、及び協定内容が本社と同一内容であることを調査済みです。

本社点検者氏名: _____ (印)
(連絡先電話番号: _____)

当該営業所が含まれているか確認する。

電子一括申請の場合は下のような横長の表を専用ツールで作成している。960時間未満が確認できること。

氏名	事業場の所在地	労働者数	所轄監督署	事業場	労働時間	労働時間
大田 太郎	東京都新宿区...	30	新宿	東京営業所	1月1日	1月2日
山田 花子	東京都新宿区...	20	新宿	新宿営業所	1月1日	1月2日

※協定書：36 協定届にて時間数等を確認できない場合に添付してください。

厚生労働省 作成による協定書（記載例）

※記載例の第2条～第4条の数字および線枠内にある条文については、各事業者の実態に即して時間等の設定や記載可否の判断を行ってください。

時間外労働及び休日労働に関する協定書例(例)

〇〇運輸株式会社代表取締役〇〇〇〇(以下「甲」という。)と〇〇運輸労働組合執行委員長〇〇〇〇〇〇〇運輸株式会社労働者代表〇〇〇〇は、労働基準法第36条第1項の規定に基づき、労働基準法に定められた労働時間(1日8時間、1日18時間)を超える労働及び変形労働時間制の定めによる所定労働時間を超える労働時間、かつ1日8時間、1日18時間の法定労働時間又は変形期間の法定労働時間の総称を超える労働(以下「時間外労働」という。)並びに労働基準法に定められた休日(毎週1日又は4週4日における労働(以下「休日労働」という。))に関し、次のとおり協定する。

第1条 甲は、時間外労働及び休日労働を可能な限り行わないよう努める。

第2条 甲は、就業規則第〇〇条の規定に基づき、必要がある場合には、次に時間外労働を行わせることができる。

時間外労働をさせる必要のある業務の事由	業務の種類	従事する労働者の数(前日以上の者)	延長することができる時間		
			1日	1週間	1年
① 業務上の需要、業注の増加に對するため	自動車運転者(トラック)	20人	5時間	45時間	360時間
② 下記に該当しない労働者	業務上の需要、業注の増加に對するため	運行管理者	3人	5時間	360時間
③ 1年単位の家賃前払型に労働者とする労働者	業務上の需要、業注の増加に對するため	運転管理者	10人	3時間	250時間
④ 1年単位の家賃前払型に労働者とする労働者	業務上の需要、業注の増加に對するため	自動車運転者	3人	3時間	240時間
⑤ 1年単位の家賃前払型に労働者とする労働者	業務上の需要、業注の増加に對するため	運転管理者	5人	2時間	200時間

2 自動車運転者(トラック)については、前項の規定により時間外労働を行わせることにより「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(以下「改善基準告示」という。))に定める1個月及び1年についての拘束時間並びに1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合には、当該拘束時間の限度をもって、前項の休日労働の限度とする。

第3条 甲は、就業規則第〇〇条の規定に基づき、必要がある場合には、次に時間外労働を行わせることができる。

時間外労働をさせる必要のある業務の事由	業務の種類	従事する労働者の数(前日以上の者)	労働者に対する法定労働日及び前日以上の業務の時間
業務上の需要、業注の増加に對するため	自動車運転者(トラック)	20人	法定労働日のうち、2日を超過して1日：協定時間、年額900時間 休業期間、年額1,000時間
業務上の需要、業注の増加に對するため	運行管理者	3人	法定労働日のうち、4日を超過して2日：協定時間、年額1,000時間

2 自動車運転者(トラック)については、前項の規定により休日労働を行わせることにより、改善基準告示に定める1個月及び1年についての拘束時間並びに1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合には、当該拘束時間の限度をもって、前項の休日労働の限度とする。

第4条 通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴う臨時の場合であって、次のいずれかに該当する場合は、第2条の規定に基づき時間外労働を行わせることができる時間を超えて労働させることができる。

臨時に時間外労働をさせることとなる業務の事由	業務の種類	従事する労働者の数(前日以上の者)	延長することができる時間		
			1日	1週間	1年
① 下記に該当しない労働者	業務上の需要、業注の増加に對するため	運行管理者	3人	7時間	430時間
② 自動車運転者の業務に長事する労働者	作業、決算業務の集中	運転管理者	15人	6時間	330時間
③ 自動車運転者の業務に長事する労働者	業務上の需要、業注の増加に對するため	自動車運転者(トラック)	20人	8時間	750時間

2 前項の規定に基づいて限度時間を超えて労働させる場合の割合率は、35%とする。なお、時間外労働が1個月60時間を超えた場合の割合率は50%とする。

3 第1項の規定に基づいて限度時間を超えて労働させる場合における手続及び限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置については、次のとおりとする。

限度時間を超えて労働させる場合における手続	労働者代表者に対する事業所入札
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	労働者代表者の選出による健康診断の実施 年次健康診断については、また多大労務負担を伴うこととなるため、健康診断を併せて実施すること

4 自動車運転者(トラック)については、第1項の規定により時間外労働を行わせることにより改善基準告示に定める1個月及び1年についての拘束時間並びに1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合には、当該拘束時間の限度をもって、第1項の時間外労働時間の限度とする。

第5条 第2条から第4条までの規定に基づいて時間外労働又は休日労働を行わせる場合においても、自動車運転者(トラック)については、各条に定める時間数等にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合計した時間数は1個月については100時間未満となるよう努めるものとする。

2 自動車運転者(トラック)以外の者については、各条に定める時間数等にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合計した時間数は、1個月については100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこととする。

第6条 第2条から第4条までの規定に基づいて時間外労働又は休日労働を行わせる場合においても、自動車運転者(トラック)については、改善基準告示に定める運転時間の限度を超えて運転業務に従事させることはできない。

第7条 甲は、時間外労働を行わせる場合は、原則として、前日の終業時刻までに該当労働者に通知する。また、休日労働を行わせる場合は、原則として、2日前の終業時刻までに該当労働者に通知する。

第8条 第2条及び第4条の表における1年の起算日は、いずれも〇年4月1日とする。

2 本協定の有効期間は、〇年4月1日から〇年3月31日とする。

〇年3月12日

〇〇運輸労働組合 執行委員長 〇〇〇〇 印
又は 〇〇運輸株式会社 労働者代表 〇〇〇〇 印
〇〇運輸株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 印

36 協定届に 1 年の法定労働時間を超える時間数 (960 時間未満) の記載がない場合は、36 協定届に加え必ず「協定書」のコピーを添付してください。

労働組合の代表者又は労働者代表の氏名、押印があること。使用者の代表者の氏名、押印があること。

<注意事項>

- ・電子申請も対象となりますが、表の①-⑪の情報が入力できる書類を添付してください。
- ・本社のみで営業所名の記載がない場合は、提出書類に、「本社のみであること」を自認(手書き可)してください。
- ・業務の種類について、他の業務を兼任しているため「自動車運転者(トラック)」として記載がない場合は、提出書類に「自動車運転者(トラック)を含む」と記入(手書き可)してください。
※トラック運転者が含まれることが確認できなければ、加点とならない場合があります。
- ・変形労働時間制に係る届出等書類は必要ありません。36 協定届を提出してください。
- ・使用者や労働者の代表者が、申請事業所の役職員名簿に記載されている必要はありません。
- ・特別条項(様式9号3の5)の場合は、必ず2枚セットで提出してください。
※1枚目、2枚目両方の添付がない場合は加点となりません。
- ・提出書類が不鮮明で、時間数等の確認ができない場合は加点とならない場合があります。

対象外

- 時間外労働時間上限規制 960 時間ちょうどの 36 協定
- 業務の種類が、自動車運転者(トラック)又はこれに類する業務と読みとれないもの(自認がない場合も含む)